住宅借入金等特別控除の適用について



1　住宅借入金等特別控除とは

住宅借入金等特別控除とは、居住者が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得又は増改築等をし、一定の要件を満たす場合において、その住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、以後の各年分の所得税額から控除するものです。

2　市・道民税における適用とは

住宅を新築または増改築し入居(予定)し所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、所得税額が小さい（０円ではない）ため所得税のみでは控除しきれない控除額がある場合、該当年度の市・道民税（所得割）から税額控除することができる制度です。

3　申告手続きの方法

◆令和７年以前に居住を開始した場合

年末調整時において、給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄へ**住宅借入金等特別控除適用数**及び**居住開始年月日、住宅借入金等特別控除可能額**の記載を忘れずにお願いいたします。なお、その住宅の取得等が**特定取得、特別特定取得、特例特別特例取得**に該当する場合には、その旨も記載してください。どの区分に該当するかは税務署から送付される「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の「居住開始年月日」欄に記載されていますのでご確認ください。

◆令和８年中に居住を開始または予定の方

住宅借入金等特別控除の適用を受けるには、年末調整ではなく**確定申告による手続き**となります。所得税の確定申告により手続きをしてください。

なお、確定申告書作成の際には第２表「特例適用条文欄」へ**居住開始年月日**の記載をお願いいたします。

4　給与支払報告書記載時の留意事項

「居住開始年月日」と「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記載してください！
また、「特定取得」「特別特定取得」「特例特別特例取得」に該当する場合も必ず記載してください！

例年、上記の記載がないものが多く見受けられます。控除期間や計算方法など詳しくは、税務署より配布された「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

正しい控除適用のためにも必ず記載をお願いします。※記入漏れや誤記入があると正しく控除されません。

5　その他

ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

〒073-8686　滝川市大町１丁目２番 15 号　市民生活部税務課市民税係
（TEL　0125-28-8019(直通)・FAX　0125-24-0154）